

令和6年2月16日

よくあるご質問

問1 模倣品の水際取締りが強化されたとのことですが、何が変わったのですか。

(答)

商標法・意匠法が改正され、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品(商標権又は意匠権に係るもの、以下同じ。)が、商標権又は意匠権を侵害する物品に該当することとなりました。これを受けて、関税法が改正され、このような模倣品が、令和4年10月1日から税関の取締りの対象となりました。

これによって、個人使用目的で輸入しようとする場合であっても、通販サイトなどで購入した模倣品が海外の事業者から送付される場合には、輸入できなくなりました。

問2 この制度改正は、旅客が携帯して輸入する場合にも適用されるのですか。

(答)

この制度改正は、商標権・意匠権について、海外の事業者が他人をして持ち込ませる行為を新たに侵害行為としたものであり、旅客が携帯して輸入する場合のような、自ら持ち込む行為は規制の対象ではありません。

ただし、反復継続的に模倣品を携帯して持ち込んでいる等、事業性が認められる旅客が携帯して輸入する場合は、従前の規制においても取締りの対象であり、この取扱いに変更はありません。

問3 海外の事業者から郵送等で送付された模倣品を輸入する場合は個人使用目的でも輸入できなくなったということですが、輸入者に罰則が科されるのですか。

(答)

輸入者(郵便物の名宛人を含む、以下同じ。)に事業性がなければ、海外の事業者から郵送等で送付された模倣品を輸入しようとした場合でも、罰則の対象とはなりません。一方、輸入者に事業性がある場合には、罰則の対象となります。

問4 海外の事業者ではない者から送付された模倣品も規制の対象となりますか。

(答)

海外の事業性のない者から送付された模倣品で、輸入者に事業性がない場合は、規制の対象ではありません。

認定手続(※)において、輸入しようとする貨物が規制の対象ではない旨(輸入者に事業性がない旨及び海外の事業者でない者から送付された旨)の意見書及びそれを証する書類を税

関に提出していただき、それが認められれば、輸入することができます。

一方、輸入者に事業性がない場合でも、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品は、関税法上の「輸入してはならない貨物」に該当しますので、輸入できません。

※ 認定手続とは、税関で知的財産侵害の疑いのある模倣品を発見した場合に、税関が、権利者及び輸入者にその旨を通知してそれぞれ意見・証拠を提出してもらい、提出された意見・証拠に基づき、当該物品が侵害物品(知的財産を侵害している物品)か否かを認定する手続です。

詳細については、下のリンク先のページもご参照ください。

○(税関)知的財産侵害物品の取締り『認定手続の流れ』

[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c\\_001.htm](https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c_001.htm)

問5 輸入しようとする物品について商標権又は意匠権の侵害の疑いがあるとされた場合、認定手続では、どのような書類を提出すればよいのですか。

(答)

輸入者には、輸入者の事業性の有無を確認するための書類に加えて、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品であるか否かを確認するために、仕出人の事業性の有無を確認するための書類を提出いただくこととなります。

仕出人の事業性の有無を確認するための書類としては、例えば、仕出人が貨物を送付した経緯が確認できる書類や仕出人の身分証明書などが考えられます。

問6 認定手続において書類を提出しなければどうなりますか？

(答)

税関から輸入者や仕出人の事業性の有無を確認するための書類を求めたにもかかわらず、その書類の提出がない場合、提出できないやむを得ない理由がある場合を除き、税関は、知的財産を侵害する物品に該当するか否かを認定するに当たり、当該輸入者が侵害の疑いのある貨物について侵害物品に該当しない旨を主張しないものとして、その事実を勘案することとなります。

問7 税関は知的財産を侵害している物品に該当するか否かをどのように判断するのですか。

(答)

税関が知的財産侵害の疑いのある模倣品を発見した場合には、それが知的財産を侵害する物品か否かを判断するために、認定手続を執り、

- ・権利者及び輸入者から提出された書類の内容
- ・権利者及び輸入者からの書類の提出又は不提出の事実
- ・輸入貨物の数量及び状況
- ・過去の輸入実績など、税関の調査により把握した事実

などを総合的に勘案して判断します。

問8 税関が侵害物品に該当するものとして貨物を没収する場合、輸入者は購入代金の返金（補償）を求められますか。

（答）

購入代金の返金については税関では対応いたしかねます。商品を購入した通販サイト等にお問い合わせください。